監查公表第5号

公共下水道受益者負担金に係る住民監査請求監査による勧告を受けて講じた措置について、大牟田市企業管理者から通知を受けましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定に基づき公表します。

平成 22 年 12 月 1 日

 大牟田市監査委員
 徳
 永
 敬
 史

 同
 塚
 本
 岩
 夫

大 企 総 第 856 号 平成 22 年 11 月 26 日

 大牟田市監査委員 徳 永 敬 史 様

 同 塚 本 岩 夫 様

大牟田市企業管理者 西山安昭

住民監査請求に基づく勧告に係る措置について(通知)

平成 22 年 10 月 13 日付監第 236 号にて勧告のありました事項につきまして、地方自治法第 242 条第 9 項の規定に基づき、下記のとおり必要な措置を講じた旨を通知いたします。

記

1 必要な措置を講ずることとされた事項

延滞金の徴収に関しては、条例に規定する徴収事務が行われていない。 このように条例と整合しない状況が今後も継続することは、認められないため、平成22年11月30日を期限として必要な措置を講じること。

2 措置の状況

今回の調査で判明した延滞金確定者に対して延滞金の請求を行うことはもとより、その徴収に努めていくこととした。

今後は、日々納付される受益者負担金に関して、その都度延滞金の計算を行い、確定した延滞金については速やかに請求及び徴収を行っていくこととした。